

公益財団法人青森県スポーツ協会 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人青森県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第10条に定める賛助会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員とは、本会の目的及び事業の趣旨に賛同して入会した個人、法人及びその他の団体とする。

(賛助会員に対する特典等)

第3条 賛助会員に対する特典等については、次のとおりとする。

- (1) 名刺等への「公益財団法人青森県スポーツ協会賛助会員」の表記
- (2) 本会が所有する本県スポーツに関する情報提供
- (3) 本会ホームページ等への氏名等の掲載
- (4) 岩木青少年スポーツセンター利用料金の4分の1を免除（食事料金を除く。）

2 前項に掲げるもののほか、必要な場合は理事会で定める。

(会費)

第4条 賛助会員の会費については、次のとおりとする。

- (1) 個人会員は、1口年額5,000円を1口以上とする。
- (2) 法人会員及びその他の団体は、1口年額5,000円を2口以上とする。

2 会費は、本会指定口座に振り込むこと又は本会事務局に会費を持参することにより納入するものとする。

3 入会した事業年度の翌年度以降の会費については、原則として毎年6月末日までに納入するものとする。

(会費の用途)

第5条 会費は、毎事業年度における当該会費の合計額の80%を当該年度の公益目的事業に、20%を法人会計に使用する。

(感謝状又は記念品の交付)

第6条 会長は、年額又は累積で高額の会員に対し必要と認める場合は感謝状又は記念品を交付できるものとする。

附則

この規程は、平成 元 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この規程は、公益財団法人青森県体育協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 9 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。